

第8号議案

豊後大野市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

豊後大野市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和7年2月21日 提出

豊後大野市長 川野文敏

提案理由

本市一般職の職員の給与改定の状況等に鑑み、病院企業職員の給与の改定、管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯の拡大等をしたいので、この案を提出するものである。

豊後大野市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

豊後大野市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成19年豊後大野市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

第17条第1項中「公務」を「の公務」に、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「の間」の次に「(週休日等に含まれる時間を除く。)」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第24条第1項中「、第17条及び第19条」を「及び第17条」に改め、同条第3項中「、第7条及び第9条」を「及び第7条」に、「第22条の4第1項の規定により採用された職員」を「第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

2 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における改正後の豊後大野市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第7条の規定の適用については、同条第2項中「(4) 重度心身障害者」とあるのは、「

(4) 重度心身障害者

(5) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)

」とする。